

議案第 2 2 号

総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び
総社市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 2 0 8 号）及び総社市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年総社市条例第 6 2 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

地方公営企業法において準用する地方自治法の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び総社市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年総社市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2</u> 第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(総社市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 総社市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年総社市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

改正後	改正前

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。